

質 問

平成17年4月からペイオフ制度が本格実施されました。既に平成14年4月に一部実施されていますが、今後、どのような点に留意すればよいのでしょうか。

回 答

1. ペイオフ制度について

ペイオフ制度は、平成14年4月に定期性預金について一部実施されました。その後、平成15年から流動性預金（預金保険上の「特定預金」であり、当座預金、普通預金、別段預金を指す。）についても実施される予定でしたが、一部制度が見直され、流動性預金のうち決済用預金については、恒久的に全額保護を続けることとした上で平成17年4月から本格実施を行うこととなりました。

	平成17年3月末まで	平成17年4月から
決済用預金※1 (別段預金※2・当座預金・利息のつかない普通預金等)	全額保護	全額保護
利息のつく普通預金	全額保護	合算して1000万円までの元本とその利息を保護
定期預金 通知預金 定期積立※3 等	合算して1000万円までの元本とその利息を保護	合算して1000万円までの元本とその利息を保護
外貨預金 譲渡性預金※4 等	保護対象外	保護対象外※5

※1 「決済用預金」という新たな預金ができるのではなく、次の条件に該当する実際の預金が保護されます。「要求払い、決済サービスを提供できること、金利ゼロ」

※2 別段預金…振込資金等の一時的な管理を行う

ための預金（利息のつかないもの）

※3 定期積立…信用金庫や信用組合の定期積立金

※4 譲渡性預金…銀行が発行する無記名の預金証書（最低発行単位は5000万円）

※5 これらの預金は預金保険機構による買取りの対象となりますので、破綻金融機関の財産状況によって支払いがなされることがあります。

ペイオフ制度の本格実施に伴う公金保護の対策については、いくつか考えられます。主には、公金を預けた金融機関をしっかりと分析し、健全な金融機関に預けること、万一破綻した場合の対策を講じることなどが考えられます。平成12年度に総務省が設置した「地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会」が考えられる方策を提示していますので、ご参照ください。

2. 金融機関の選択

個人レベルの対応では、各金融機関への預金を1000万円以下に分散させることで対応が可能ですが、地方公共団体の場合、取り扱う金額が大きく、こういった対応は事実上困難です。必然的に健全な金融機関を自ら選択することが重要となります。そのためには、次のような取組を進めなければなりません。

- ①金融機関の経営状況を健全性、収益性、流動性等の様々な指標をもとに分析
- ②経営戦略等について金融機関からヒアリング
(地方債協会が経営指標をデータベース化しているので参考にするとよいでしょう。)
- ③金融関係の知識を有する人材の育成、専門家へのアウトソーシング

なお、金融機関の選択を行った結果、預入れ先を変更する場合は、信用不安の引き金となることのないよう慎重な対応が求められます。

3. 公金保護のための対応方策

(1) 債券での運用

ペイオフが本格実施された下では、預金と預金以外の商品とを組み合わせた運用についても検討する必要があります。適正な資金計画の策定を行った上で支払準備に支障がない範囲内で、その一部を国債・政府保証債・地方債等の元本の償還及び利息の支払いが確実な証券による運用を図ることが考えられます。証券の運用にあたっては、歳計現金等については、最も確実かつ有利な方法による保管、すなわち通常は、金融機関に預金して安全に保管することであり、支払準備金に支障がないかぎり、適時適正に預金による運用の利益を図ることを基本的な原則としていることから、短期債（例、国債（6ヶ月TB）、政府短期証券（3ヶ月FB））、残存期間の短い既発債等による短期での運用が考えられます。

(2) 決済用預金での運用

決済用預金は、今後も全額保全されることとなっています。そのため、こういった決済用預金のウエイトを高めた運用を行うことも1つの方法です。ただし、決済用預金では金利を得ることができませんので、リスク回避を優先するあまり効率的な資金の活用ができないようでは困ります。

(3) 預金債権と借入金（地方債）との相殺

金融機関との契約を変更し、預金債権と借入金とを相殺できるようにすることも1つの方法です。この場合、金融機関の預金約款が改定されているか確認する必要があります。

また、地方公共団体側でも以下のような措置が必要です。

- ①地方債の借入契約において、金融機関破綻時に繰上償還ができる旨の規定を設ける。
- ②基金の場合は、公債費への充当又は歳計現金への繰替えができる旨の条例の規定を設ける。

万一破綻した場合には、首長が相殺の意思表示を行うとともに予算措置（公債費を計上）を行うことが必要となります。

相殺を行う預金につき預金保険機構に、預金等債権の買取り（概算払）又は保険金支払の請求をし、預金保険機構が当該預金を相殺の前に取得したとき

は、当該預金等の相殺はできませんのでご注意ください。

相殺するに当たっては、預金先の金融機関から、所要額の地方債（証書借入の方式）を借入れていることが必要です。また、相殺された場合、資金を失う形になりますので、実際には、他の金融機関から借入をすることで、資金を確保する必要があります。ただし、このような借入れは、借換に該当することになりますので、償還期間や借入利率に変更がある場合には、許可の変更が必要となる場合があるので注意が必要です。

なお、この方法を活用するために預金残高の多い金融機関からの借入れを増やし、破綻時に相殺できるようにするのも1つの方策です。

(4) 土地開発公社の保証債務との相殺

土地開発公社の借入金については、債務保証を行っていますが、こういった保証債務との相殺も可能です。この場合も資金が失われるように思われますが、地方公共団体は、土地開発公社に対して求償権を有することとなるため、土地開発公社が新たに他の金融機関から借入れを起し、地方公共団体に返済すれば、実際に資金が失われることはありません。

4. 資金管理方針の策定等

平成16年11月19日付け自治政策課長通知「地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策について（照会）」の回答とりまとめによると、資金管理（及び債権運用）方針（金融機関の選択基準、緊急時の対応等）を策定している団体は、都道府県、指定都市ではほぼすべてが整えているのに対し、市町村では約6割しか整っていません。また、資金管理の検討・決定のための機関（検討委員会等）を設置している団体は、都道府県の4分の3と指定都市のほぼすべてが整っているのに対し、市町村は5割しか整っていません。各市町村においては、これらも参考にしつつ、実務上の問題点を洗い出し、検討や金融機関との協議を進めることが求められます。

（大阪府総務部市町村課財政グループ）